

平成24年8月21日
航空自衛隊那覇基地
第83航空隊基地業務群
業務隊長 上村 誠

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタにおける 売店出店業者の第2次募集案内について

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタ（以下「エアーフエスタ」という。）
において、売店の出店を希望する業者を次のとおり募集します。

1 募集する業種及び販売品目

- (1) 食 品：軽食、弁当
- (2) 飲 料 水：清涼飲料水（ただし、容器がビンでないこと。）
- (3) グッズ等：自衛隊グッズ、土産品等

2 募集数

10業者程度

※ 売店設置区画には限りがありますので、応募業者多数の場合は抽選とさせていただきます。

3 実施日等（予定）

- (1) 実 施 日：平成24年10月21日（日）
- (2) 販売時間：午前9時から午後3時（基準）

※ 実施日等は予定であり、中止を含め内容が変更されることがあります。

4 募集要項の配布

- (1) 期間：平成24年8月21日（火）から
平成24年8月31日（金）まで

※ 配布時間は、平日の午前9時から午後12時30分及び午後1時30分から午後5時までです。

- (2) 場所：航空自衛隊那覇基地 第83航空隊基地業務群業務隊厚生班事務室

※ 航空自衛隊那覇基地ホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.mod.go.jp/asdf/naha/index.html>)

5 その他

- (1) 細部の内容は、募集要項をご覧ください。
- (2) メールでの照会をご遠慮ください。

（お問い合わせ先）

〒901-0144

沖縄県那覇市字当間301 航空自衛隊那覇基地
第83航空隊基地業務群業務隊厚生班 エアーフエスタ売店係
電話（代表）098-857-1191（内線）3579

募 集 要 項

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタ（以下「エアーフェスタ」という。）における売店に関する出店業者の第2次募集案内の各項目及びその他の事項についてご説明しますので募集案内と併せてご覧の上、応募の参考にしてください。

1 応募資格

- (1) 出店及び販売能力があり、売店の出店に関する誓約書等の事項と本募集要項に掲げる諸条件に従っていただける者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）にいう暴力団又は暴力団員関係者ではないこと。細部は、次に掲げるとおりです。
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて売店を出店しようとする者ではないこと。

2 販売品目

(1) 食品

食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品の販売については、那覇基地を管轄する保健所（沖縄県中央保健所（沖縄県那覇市））からの営業許可と調理者及び販売員が便検査（O-157を含む。）を受けることが出店の条件となります。

(2) 飲料水

ア 容器

容器がビンのものは、保安上の観点から販売は認めません。

イ 酒類

アルコール類の販売は認めません。

(3) グッズ等

ア ミリタリー・グッズ

幅広い品目が含まれますが、放射性同位元素が装備された羅針盤（トリチウムコンパス）及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物の範囲に含めて考えますので販売は認めません。

イ 土産品等

変質・腐敗するような生ものの販売は認めません。

ウ その他

風船の販売は認めません。

(4) その他

出店申請時に提出していただく販売品目内訳表により、販売不適と判断した品目は指摘いたしますので、その品目については販売を許可いたしません。

また、エアーフェスタ当日に販売していることを発見した場合は、直ちに販売を中止していただきます。

3 募集数

10 業者程度

募集数は厳密なものではありません。しかし、売店設置区画に限りがありますので、どうしても収容不可能な場合は抽選とさせていただきます。

出店業者の抽選を行う場合の抽選日は、9月3日（月）を予定しております。

※ 抽選会の必要が生じた場合のみ、官側から電話連絡いたします。

万が一、連絡がとれない場合は抽選会に参加できず、売店を出店することができなくなりますので、連絡がとれるようお願いします。

4 実施日時等（予定）

(1) 実施日

平成24年10月21日（日）

(2) 販売時間等

午前9時から午後3時（基準）

当日の天候等によりエアーフェスタのプログラム内容等が変更された場合には、販売時間が変更になることがあります。なお、販売準備のためこの時刻よりかなり早い時間に基地に来ていただくようになります。基地への入門時間については、出店業者事前説明会のときに連絡いたします。

また、販売時間内において販売物品を完売されても売店の撤収はできません。

5 販売方法

(1) 販売区画

1 業者につき 1 区画（（間口） 6 m × （奥行） 4 m）とします。
衛生管理面及び安全上の観点から必ずテントを張り、三方幕で囲んで販売していただきます。出店業者側でご用意ください。

(2) 電気、水の供給

ア 電気の供給は官側では一切行いません。出店に必要な場合は、出店業者側でご用意ください。

イ 水の供給は、売店エリア内の水栓を有償で使用できます。細部については、出店業者事前説明会のとき説明いたします。

(3) 火気の使用

基地内で火気（発動発電機を含む。）を使用する場合は、必ず事前に届け出をするとともに、店舗（テント）ごとに消火器（簡易式スプレーは認めません。）を備え付けてください。

(4) 使用料等

ア 国有財産法の規定に基づく土地使用料

イ その他、出店及びこれに関して発生した費用等

支払方法等については、出店業者事前説明会のときに説明いたします。

(5) 資材等

出店に必要な資材等はすべて出店業者側でご用意ください。ただし、水の供給は 4（2）イのとおりです。

(6) その他の事項

ア 基地内への立入、車両運行及びテント設置等については、官側の指示に従ってください。

イ エアーフェスタ当日は、基地側で売店の巡回指導を行います。
官側の指示に従っていただけない場合は、その時点で販売を中止させていただくことがあります。

ウ 食品販売業者については、食中毒発生時における検体用として官側に保存食の提出をお願いします。（食品全般）

エ 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする出店業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から必ず消毒液、手洗水及び洗面器等を準備し、店舗（テント）ごとに備え付けてください。

オ 直接販売に伴うゴミ等（段ボール、調理の際に生ずる生ゴミ等）を処分される場合は、ごみコンテナをご利用ください。

また、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施していただき、官側の点検を受けていただきます。なお、ごみ袋及び清掃用具は出店業者側でご用意してください。

カ 駐車場には限りがありますので、基地乗り入れ台数については、1 業者あたり 3 台以内とします。

6 提出書類等

(1) 申請時における提出書類

① 那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタ売店出店申請書
(別紙様式第1)

② 売店の出店に関する誓約書(別紙様式第2)

③ 販売品目内訳表(別紙様式第3)

※ 本表に記載された品目以外の販売は認めません。

④ 委任状(別紙様式第4)

⑤ 誓約書(別紙様式第5)

※ 本誓約書は、国有・民公有財産(土地)の一時使用許可申請書に添付するためのものです。

(2) 提出先

〒901-0194

沖縄県那覇市字当間301

航空自衛隊那覇基地 第83航空隊基地業務群業務隊厚生班
エアーフェスタ売店係

(3) 提出期限

平成24年8月31日(金) 午後5時まで

※ 郵送等の場合は必着とする。ただし、郵便の場合は、特定記録でお送りください。

7 出店抽選会及び出店業者事前説明会

(1) 出店抽選会(必要が生じた場合のみ。)

ア 日時

平成24年9月3日(月) 午前10時00分(時間厳守)

※ 入門受付は午前9時50分までとし、以後基地への入門はできませんのでご了承ください。

イ 場所

航空自衛隊那覇基地 厚生センター談話室

(2) 出店業者事前説明会

ア 日時

平成24年9月28日(金) 午後2時00分(時間厳守)

※ 入門受付は午後1時50分までとし、以後基地への入門はできませんのでご了承ください。

イ 場所

航空自衛隊那覇基地 隊員クラブ(ブルーコーラル)

ウ 実施内容

(ア) 出店の概要説明

(イ) 出店に際しての注意事項

(ウ) 各種調整事項等

(3) その他

出店抽選会及び出店業者事前説明会に参加されない応募業者の方は、出店できませんのでご了承ください。

なお、出店抽選会及び出店業者事前説明会に参加される人数は1業者につき2名以内とさせていただきます。

8 出店決定後の提出書類

(1) 全出店業者の方

ア 提出書類

① 基地入門者名簿（別紙様式第6）

※ 本名簿に記載された以外の方は、エアーフェスタ当日販売員としての基地立入及び販売に携わることをお断りさせていただきます。

また、前日のテント設営時においても同様とします。

② 基地乗入車両届（別紙様式第7）

※ 本届に記載された以外の車両は、当日基地内への乗り入れをお断りさせていただきます。届け出がなされていても、違法改造等の車両についても同様とします。

③ 使用機材一覧表（別紙様式第8）

※ 本表に記載された以外の機材は、使用をお断りさせていただきます。

イ 提出先

申請時における提出書類の提出先と同じ。

ウ 提出期限

平成24年9月24日（月） 午後5時まで

※1 郵送等の場合は必着とする。ただし、郵便の場合は、特定記録でお送りください。

※2 申請時の提出期限と異なりますので、お間違えのないように注意してください。

(2) 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品販売業者の方は、前号に掲げる書類のほかに、次の書類も併せて提出してください。

① 営業許可証の写（コピー）

② 便検査結果報告書

ア 提出先

申請時における提出書類の提出先と同じ。

イ 提出期限

平成24年10月9日（火） 午後5時まで

※1 郵送等の場合は必着とする。ただし、郵便の場合は、特定記録でお送りください。

※2 申請時の提出期限と異なりますので、お間違えのないように注意してください。

【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

申請書等関係書類の提出早見表

	提出書類	提出期限
全出店業者	① 那覇基地開庁40周年記念 エアーフェスタ売店出店申 請書（別紙様式第1） ② 売店の出店に関する誓約書 （別紙様式第2） ③ 販売品目内訳表 （別紙様式第3） ④ 委任状（別紙様式第4） ⑤ 誓約書（別紙様式第5）	平成24年8月31日（金） 午後5時まで
全出店業者	① 基地入門者名簿 （別紙様式第6） ② 基地乗入車両届 （別紙様式第7） ③ 使用機材一覧表 （別紙様式第8）	平成24年9月24日（月） 午後5時まで
営業と 許す 可る を業 者必 者	① 営業許可証の写（コピー） ② 便検査結果報告書	平成24年10月9日（火） 午後5時まで

○ 提出先

〒901-0194

沖縄県那覇市字当間301

航空自衛隊那覇基地 第83航空隊基地業務群業務隊厚生班

エアーフェスタ売店係

注： 郵送等の場合は、必着とする。ただし、郵便の場合は、特定記録
でお送りください。

平成 年 月 日

航空自衛隊那覇基地司令 殿
(業務隊長気付)

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタ売店出店申請書

住 所 _____
会 社 名 _____
代 表 者 名 _____ 印
電 話 _____
携 帯 電 話 _____

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタにおいて、

(該当するものに○で囲んでください。)

テント
車 両
その他 ()

により売店を出店したいので下記の書類を添付して申請します。

なお、本申請書、添付書類及び当該売店出店に関係する全ての提出書類の記載事項の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 売店の出店に関する誓約書
- 2 販売品目内訳表
- 3 委任状
- 4 誓約書

※平成24年8月31日(金)午後5時までに提出

【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

売店の出店に関する誓約書

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタ（以下「エアーフエスタ」という。）における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。これに違反した場合又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）にいう暴力団員又は関係者がいる場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。また、暴力団との関係を調査するために警察に当方から提出するエアーフエスタ売店出店申請書及び基地入門者名簿を含む全ての資料等に係る情報を提供しても構いません。なお、暴力団員又は関係者を基地内における販売員として雇いません。
- 2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 3 出店の意志がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 4 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 5 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 6 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- 7 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 8 出店及びこれに関して発生した費用等は全てこれを負担します。エアーフエスタが中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切官側に請求いたしません。
- 9 その他、出店に関して疑義を生じた場合はその都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊那覇基地司令 殿

平成 年 月 日

住 所 : _____

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ ㊟

生年月日 : M T
S H 年 月 日生

販 売 品 目 内 訳 表

会社名： _____

No.	販 売 品 目	販 売 価 格	備 考

委 任 状

航空自衛隊那覇基地司令 殿

(業務隊長気付)

私は、沖縄県那覇市字当間 3 0 1

財団法人 防衛弘済会

航空那覇事業所長 岡本 治

を代理人と定め下記事項を委任いたします。

記

- 1 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフESTA売店出店における土地の使用許可申請手続き等に関する事。
- 2 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフESTA売店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費の支払い事務手続き等に関する事。

平成 年 月 日

住 所 : _____

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ ㊞

誓 約 書

私

当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また貸付又は、使用許可を受けた国有財産及び民公有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

別紙

平成 年 月 日

[illegible]

基 地 入 門 者 名 簿

会社名： _____

No.	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢)	住 所 (電話番号 (携帯電話可))	売店責任者に 〇印を付ける。
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	

※ 平成24年9月24日(月)午後5時までに提出

基 地 乗 入 車 両 届

会社名：_____

車両操縦者	車 種	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅 (単位：m)
				×
				×
				×

注 記入に際しては、必ず車検証等を確認してください。「通行許可証」を発行しますので、記載に誤りがある場合は、基地への乗り入れができません。

※ 平成24年9月24日(月)午後5時までに提出

使 用 機 材 一 覧 表

会社名：_____

- 1 火気使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

※ 有に○をされた方は、使用する火気の番号を○で囲んでください。

1 L P ガス 2 炭 3 その他（ ）

- 2 発動発電機使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

注： 火気及び発動発電機を使用される場合は、必ず消火器を持参してください。無い場合は、火気及び発動発電機の使用は認めません。

- 3 基地内の水使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

※ 有に○をされた方は、どの程度水を使用されますか。

約 _____ L（リットル）

※ 平成 2 4 年 9 月 2 4 日（月）午後 5 時までに提出

平成 年 月 日

航空自衛隊那覇基地司令 殿
(業務隊長気付)

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタ売店出店申請書

住 所 _____
ふりがな
会 社 名 _____
ふりがな
代 表 者 名 _____ 印
電 話 _____
携 帯 電 話 _____

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタにおいて、

(該当するものに○で囲んでください。)

テント
車 両
その他 ()

により売店を出店したいので下記の書類を添付して申請します。

なお、本申請書、添付書類及び当該売店出店に関係する全ての提出書類の記載事項の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 売店の出店に関する誓約書
- 2 販売品目内訳表
- 3 委任状
- 4 誓約書

※平成24年8月31日(金)午後5時までに提出

【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

売店の出店に関する誓約書

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタ（以下「エアーフェスタ」という。）における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）にいう暴力団員又は関係者がいる場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。また、暴力団との関係を調査するために警察に当方から提出するエアーフェスタ売店出店申請書及び基地入門者名簿を含む全ての資料等に係る情報を提供しても構いません。なお、暴力団員又は関係者を基地内において販売員として雇いません。
- 2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 3 出店の意志がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 4 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 5 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 6 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- 7 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 8 出店及びこれに関して発生した費用等は全てこれを負担します。エアーフェスタが中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切官側に請求いたしません。
- 9 その他、出店に関して疑義を生じた場合はその都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊那覇基地司令 殿

平成 年 月 日

住 所 : _____

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ 印

生年月日 : M T
S H 年 月 日生

販 売 品 目 内 訳 表

会社名： _____

[illegible]

委任状

航空自衛隊那覇基地司令 殿

(業務隊長気付)

私は、沖縄県那覇市字当間 3 0 1

財団法人 防衛弘済会

航空那覇事業所長 岡本 治

を代理人と定め下記事項を委任いたします。

記

- 1 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフエスタ売店出店における土地の使用許可申請手続き等に関する事。
- 2 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフエスタ売店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費の支払い事務手続き等に関する事。

平成 年 月 日

住 所 : _____

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ 印

誓 約 書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また貸付又は、使用許可を受けた国有財産及び民公有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

別紙

平成 年 月 日

[illegible]

基地入門者名簿

会社名：_____

No.	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢)	住 所 (電話番号 (携帯電話可))	売店責任者に 〇印を付ける。
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	

※ 平成24年9月24日（月）午後5時までに提出

基地乗入車両届

会社名：_____

車両操縦者	車 種	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅 (単位：m)
				×
				×
				×

注 記入に際しては、必ず車検証等を確認してください。「通行許可証」を発行しますので、記載に誤りがある場合は、基地への乗り入れができません。

※ 平成24年9月24日（月）午後5時までに提出

使 用 機 材 一 覧 表

会社名：_____

1 火気使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

※ 有に○をされた方は、使用する火気の番号を○で囲んでください。

1 L P ガス 2 炭 3 その他（ ）

2 発動発電機使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

注： 火気及び発動発電機を使用される場合は、必ず消火器を持参してください。無い場合は、火気及び発動発電機の使用は認めません。

3 基地内の水使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有 無

※ 有に○をされた方は、どの程度水を使用されますか。

約 _____ L（リットル）

※ 平成24年9月24日（月）午後5時までに提出

航空自衛隊那覇基地司令
(業務隊長気付)

記入例

平成 年 月 日

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタ売店出店申請書

住 所 沖縄県那覇市字当間123

会 社 名 有限会社 那覇商店

代表者名 那覇 太郎 印

電 話 098-xxxx-xxxx

携帯電話 090-xxxx-xxxx

那覇

那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタにおいて、

(該当するものに○で囲んでください。)

テント

車 両

その他 ()

により売店を出店したいので下記の書類を添付して申請します。

なお、本申請書、添付書類及び当該売店出店に関係する全ての提出書類の記載事項の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 売店の出店に関する誓約書
- 2 販売品目内訳
- 3 委任状
- 4 誓約書

※平成24年8月31日(金)午後5時までに提出

【個人情報に関すること】

提出いただいた書類については、那覇基地開庁40周年記念エアーフェスタの運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

売店の出店に関する誓約書

記入例

那覇基地開庁40周年記念エアーフエスタ（以下「エアーフエスタ」という。）における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）にいう暴力団員又は関係者がいる場合は、出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

- 1 代表者は出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。また、暴力団との関係を調査するために警察に当方から提出するエアーフエスタ売店出店申請書及び基地入門者名簿を含む全ての資料等に係る情報を提供しても構いません。なお、暴力団員又は関係者を基地内における販売員として雇いません。
- 2 出店に際して認められた目的以外の行為は一切行いません。
- 3 出店の意志がなくなり、若しくは出店が不可能となった場合には速やかに官側に連絡し指示を受けます。
- 4 安全管理に万全を尽くし、火気の使用、車両の運行等について官側の指示に従い、事故の未然防止に努めます。
- 5 食品を販売又は取り扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分に配慮し、官側及び保健所の指導に従い食中毒の発生防止に努めます。
- 6 販売品目及び販売価格は官側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び官側が不適と判断するものについては販売しません。
- 7 出店に際し、官側の施設、物品等を滅失又は破損等した場合は、速やかに報告するとともに、これを現状に回復し、又は破損等を賠償します。
- 8 出店及びこれに関して発生した費用等は全てこれを負担します。エアーフエスタが中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切官側に請求いたしません。
- 9 その他、出店に関して疑義を生じた場合はその都度官側と協議し、指示を受けます。

航空自衛隊那覇基地司令 殿

平成 年 月 日

住 所： 沖縄県那覇市字当間 1 2 3

会 社 名： 有限会社 那覇商店

代表者名： 那覇 太郎

生年月日： ^{M T} ^S H 40年12月31日生

那覇

販売品目内訳表

記入例

会社名： 有限会社 那覇商店

[illegible]

委 任 状

記入例

航空自衛隊那覇基地司令 殿

(業務隊長気付)

私は、沖縄県那覇市字当間 3 0 1

財団法人 防衛弘済会

航空那覇事業所長 岡田 治

を代理人と定め下記事項を委任いたします。

記

- 1 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフエスタ売店出店における土地の使用許可申請手続き等に関すること。
- 2 那覇基地開庁 4 0 周年記念エアーフエスタ売店出店及びこれに関して発生した費用等諸経費の支払い事務手続きに関すること。

平成 年 月 日

住 所 : 沖縄県那覇市字当間 1 2 3

会 社 名 : 有限会社 那覇商店

代表者名 : 那覇 太郎



記入例

私
当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また貸付又は、使用許可を受けた国有財産及び民公有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

沖縄防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

沖縄県那覇市字当間 1 2 3

氏名又は名称

有限会社 那覇商店

那覇 太郎 那覇

別紙

平成 年 月 日

[illegible]

基地入門者名簿

会社名： 有限会社 那覇商店

記入例

No.	(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢)	住 所 (電話番号 (携帯電話可))	売店責任者に 〇印を付ける。
1	(なは たろう) 那覇 太郎	S40. 12. 31 (4 5)	沖縄県那覇市字当間 1 2 3 (0 9 0 - x x x x - x x x x)	○
2	(こうくうそら) 航空 空	H2. 8. 31 (2 1)	沖縄県那覇市鏡水 4 5 6 (0 9 8 - △△△ - △△△△)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	
	()	()	(- -)	

※ 平成24年9月24日 (月) 午後5時までに提出

基地乗入車両届

会社名： 有限会社 那覇商店

記入例

車両操縦者	車 種	色	車両番号	車両の大きさ 長さ×幅 (単位：m)
那覇 太郎	三菱 キャンター	青	沖縄 100 わ 99-99	4.69×1.69
航空 空	日産 キャラバン	白	沖縄 400 よ 99-99	5.065×1.69
				×

注 記入に際しては、必ず車検証等を確認してください。「通行許可証」を発行しますので、記載に誤りがある場合は、基地への乗り入れができません。

※ 平成24年9月24日(月)午後5時までに提出

使用機材一覧表

会社名： 有限会社

那覇商店

記入例

1 火気使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有

無

※ 有に○をされた方は、使用する火気の番号を○で囲んでください。

1 LPガス

2

炭

3 その他（

）

2 発動発電機使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有

無

注： 火気及び発動発電機を使用される場合は、必ず消火器を持参してください。無い場合は、火気及び発動発電機の使用は認めません。

3 基地内の水使用の有無（該当するものを○で囲んでください。）

有

無

※ 有に○をされた方は、どの程度水を使用されますか。

30 L（リットル）

※ 平成24年9月24日（月）午後5時までに提出

